

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程

制 定 平成31. 4. 1 規程60
最近改正 令和 3. 11. 30 規程276

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則(以下「旧就業規則」という。)第30条の規定に基づき、公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)に勤務する教職員(公立大学法人大阪教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第3条第1項に規定する教職員(就業規則第3条第3項に定める者を除く。)をいう。以下「教職員」という。))の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支払い)

第2条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令に別段の定め又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

(教職員の給与)

第3条 給与は、給料、給料の調整額及び手当とする。

2 手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表の種類等)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定める。

- (1) 一般職給料表(別表第1)
- (2) 教育職給料表(別表第2)
- (3) 医療職給料表(別表第3)

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、別に定める。

(初任給)

第5条 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の給料は、別に定めるところにより決定する。

(昇格及び降格)

第6条 教職員の昇格及び降格は、別に定めるところにより決定する。

2 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇給)

第7条 教職員の昇給は、その者の勤務成績を考慮して次のとおり行う。

(1) 教職員の昇給は、別に定めるものを除き、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

(2) 前号の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前号に規定する期間の全部を良好な成績以上で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

(3) 55歳に達した日の属する事業年度の末日を超えて在職する教職員に関する前号の規定の適用については、同号中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

(4) 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(5) 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(6) 前各号に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給日及び支給方法)

第8条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月の月額を支給する。

2 給料の支給日は、17日(その日が、土曜日に当たるときは16日、日曜日又は休日(旧)公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「旧勤務時間等規程」という。)第14条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは18日(その日が休日に当たるときは、15日)とする。

3 期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の各号に定める日とする。ただし、その日が土曜日に当たるときは、その日の前日とし、日曜日に当たるときはその日の前々日とする。

(1) 6月に支給するもの 6月30日

(2) 12月に支給するもの 12月10日

4 管理職手当、初任給調整手当及び地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

5 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。

6 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第2項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情により勤務時間の報告が遅れる場合等でその日において支給できないときは、その日後において支給する。

7 通勤手当の支給方法は、別に定める。

(給料の支給)

第9条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から旧勤務時間等規程第7条及び第8条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算による。

(給料の調整額)

第10条 給料の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な職に対し、別に定める額を給料の支給に準じて支給する。

- 2 前項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、別に指定するものにある教職員に対して支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で別に定める。

(初任給調整手当)

第12条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とされる教職員(教育職給料表適用者に限る。)に対し、採用の日から35年以内の期間支給する。

- 2 初任給調整手当の支給される教職員の範囲、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(以下「一般職7級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 身体又は精神に著しい障害のある者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級の教員のうち別に定めるもの(以下「一般職6級職員等」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養の届出)

第14条 新たに教職員となった者に扶養親族(一般職7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、一般職7級以上職員から一般職7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨を別に定める様式の扶養親族届を本法人に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族(一般職7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合においてはその者が教職員となった日、一般職7級以上職員から一般職7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職7級以上職員以外の職員となった日、教職員に扶養親族(一般職7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を支給されている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職7級以上職員以外の職員から一般職7級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係

るものがないときはその職員が一般職7級以上職員となった日、扶養手当を支給されている教職員の扶養親族(一般職7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を支給されている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を支給されている教職員の扶養親族(一般職7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般職7級以上職員が一般職7級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職6級職員等が一般職6級職員等及び一般職7級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職7級以上職員以外のものが一般職7級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職6級職員等及び一般職7級以上職員以外のものが一般職6級職員等となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第15条 地域手当の月額、給料、給料の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の11.8(別に定める地域に在勤する教職員は、別に定める支給割合)を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(本法人から宿舍を

貸与されている教職員を除く。)

(2) 当該教職員の所有に係る住宅(別に定めるこれに準じる住宅を含む。)のうち、当該教職員その他別に定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している教職員で世帯主であるもの

(3) 第18条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている教職員で配偶者が居住するための住宅(本法人から宿舍を貸与されている教職員を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額(第1号又は第2号に掲げる教職員のうち第3号に掲げる教職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 2,500円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤す

ることが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、交通機関等を利用せずかつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として別に定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員

支給対象期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給対象期間につき、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、55,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる教職員

次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、別に定めるところにより、通勤が困難であると認められる身体に障害がある教職員にあつては、30,500円又は43,600円を超えない範囲内で別に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

イ 自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

へ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員

交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものと

した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額を支給対象期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)及び同項の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、採用の事情等を考慮して、同項の規定による通勤手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第18条 単身赴任手当は、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円(別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 住居を移転し、父母の傷病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、採用の直前の住居から採用直後に在勤する

勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員(採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第19条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する教職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(時間外勤務手当)

第20条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた教職員に、当該勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)における勤務100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、旧勤務時間等規程第8条の規定により、あらかじめ旧勤務時間等規程第7条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務手当を支給されることとなる時間数に相当する時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務(以下「勤務時間外の勤務」という。)の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間(次条の規定により休日勤務手当を支給されることとなる時間数に相当する時間を除く。以下同じ)が1箇月について45時間を超え60時間以下の教職員には、その45時間を超え60時間以下勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 勤務時間外の勤務 100分の130(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間

である場合は、100分の155)

(2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の30

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間外の勤務の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間が1年間(4月1日から翌年の3月31日まで)について360時間を超えた教職員には、その360時間を超えて勤務した全時間(次項に掲げる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 勤務時間外の勤務 100分の130(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155)

(2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の30

5 前4項の規定にかかわらず、勤務時間外の勤務の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 勤務時間外の勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

(休日勤務手当)

第21条 休日勤務手当は、休日(旧勤務時間等規程第7条の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあつては、旧勤務時間等規程第14条第1項に規定する休日が旧勤務時間等規程第7条に規定する週休日に当たるときは、別に定める日)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員に対し、当該勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第22条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した教職員に対して、当該勤務について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(宿日直手当)

第23条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた教職員に対して、当該勤務について支給する。

2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき、6,700円(別に定める管理又は監督の業務

その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,900円)を超えない範囲で別に定める。

3 前3条の規定は、第1項の勤務については、適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 管理職員特別勤務手当は、第11条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により旧勤務時間等規程第7条第1項及び第3項並びに第8条の規定により定められた週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に当該教職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第11条第1項の規定により別に指定するものとして管理職手当の支給を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該教職員に対して支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、別に定める額とする。

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第8条第3項に定める日(次条から第28条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の112.5を乗じて得た額(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級であるもの(これらの教職員のうち、別に定める者を除く。以下「特定管理職員」という。)にあつては、100分の92.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教職員のうち、第30条第2項、第4項、第6項又は第7項に規定する教職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 3 就業規則第30条の規定により採用された職員(以下「再雇用職員」という。)に対する前項の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき給料、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 一般職給料表の適用を受け、その職務の級が2級以上である職員のうち別に定める職員並びに教育職給料表及び医療職給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の職階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第53条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第31条第5号及び第7号の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によ

るものを除く。第4項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、本法人の運営に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を本法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

5 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、基準日に在職する教職員に対し、理事長が別に定める期間における

その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第8条第3項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の表に掲げる区分に応じた割合にその者の勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

- 3 前項の場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額の範囲とする。

- (1) 第1項の教職員のうち教員 当該教員の勤勉手当基礎額に100分の95.0(特定管理職員にあっては100分の115.0)を乗じて得た額の総額
- (2) 第1項の教職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額にそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95.0(特定管理職員にあっては、100分の115.0)を乗じて得た額の総額
- (3) 第1項の教職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、100分の45.0を乗じて得た額の総額

- 4 前項第1号の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。また、前項第2号及び第3号の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教

職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 第25条第5項の規定は、第2項及び第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第4項」と読み替えるものとする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは、「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第8条第3項に定める日をいう。以下この条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の教職員についての適用除外)

第29条 第20条及び第21条の規定は、第11条第1項の適用を受ける教職員には、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項の適用を受ける教職員が、正規の勤務時間以外に、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた場合は、当該勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(休職者の給与)

第30条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第21条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第21条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 教職員が前2項以外の就業規則第21条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 教職員が旧就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 教職員が旧就業規則第15条第1項第3号から第5号に掲げる事由に該当し休職にされたとき(次項及び第7項に規定する場合を除く。)は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

6 教職員が旧就業規則第15条第1項第4号に掲げる事由に該当し休職にされた場合で、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以

内を支給することができる。

- 7 教職員が旧就業規則第15条第1項第5号に掲げる事由に該当し休職にされた場合で、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められる場合は給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 8 教職員が旧就業規則第15条第1項第6号に掲げる事由により休職にされた教職員には、いかなる給与も支給しない。
- 9 教職員が旧就業規則第15条第1項第7号の定めにより休職にされた場合で、理事長が必要と認めたときは、理事長が必要と認める期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、休職にされた教職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第31条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第19条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない時間1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、別に定めるところにより、その月の翌月以降の給与から差し引くものとする。

(給料の半減)

第31条の2 前条第1項の規定にかかわらず、教職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(理事長が別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあつては、1年。)を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、給料の半減に関し必要な事項は別に定める。

(端数計算)

第32条 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第20条から第22条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当等の額を算定するときは、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第33条 勤務1時間当たりの給与額は、給料、給料の調整額、管理職手当及びこれに対する地域手当の月額その他別に定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間(38時間45分)に52を乗じたものから別に定めるものを減じたもので除して得た額とする。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、教職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(管理職手当の特例)

2 第11条第1項の規定により管理職手当を支給される教職員のうち一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の者の管理職手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、同項の規定により定められた額から100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(年齢63歳以上の教員の特例)

3 当分の間、年度末年齢64歳及び65歳の教員に対する第25条の適用については同条中「100分の112.5」とあるのは「100分の15.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の10.5」とし、第28条の適用については、同条中「100分の95.0」とあるのは「100分の28.0」と、「100分の115.0」とあるのは「100分の33.0」とする。

(扶養手当に関する経過措置)

4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第13条第1項ただし書き及び第14条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第13条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級の教員のうち別に定めるもの(以下「一般職6級職員等」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円」と、第14条第3項第2号中「扶養親族(一般職7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

5 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、第13条第1項ただし書き及び第14条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第13条第3項の規定の適用については「6級」とあるのは「6级以上」と、第14条第3項第2号中「扶養親族(一般職7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

(住居手当に関する経過措置)

6 第16条第1項第2号及び第2項第2号の規定は、平成31年4月1日前に合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程(平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第24号)第16条第1項第2号に基づき現に支給を受けている教職員に対して適用する。

附 則 (令和2.2.12 規程6)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の(旧)公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程(以下「第1条改正後の規程」という。)第15条、第17条及び第28条並びに(旧)公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程(平成31年規程第60号)附則第3項及び第6項の規定は平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の(旧)公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条改正後の規程の施行の日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2.3.31 規程75)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2.11.30 規程248)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3.11.30 規程276)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1(一般職給料表)

職員の 区分	\	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再雇用 職員以 外の職 員			円	円	円	円	円	円	円	円
	1		144,600	228,200	260,800	347,700	387,200	443,200	514,100	572,800
	2		145,700	230,400	262,600	350,000	389,700	445,500		
	3		146,900	232,400	264,400	352,200	392,400	447,600		
	4		148,000	234,300	266,300	354,600	394,900	449,800		
	5		149,100	236,100	268,300	356,900	397,600	451,500		
	6		150,200	237,800	270,500	359,200	400,300	453,300		
	7		151,300	239,600	272,600	361,400	403,100	455,200		
	8		152,400	241,400	274,800	363,700	405,800	457,200		
	9		153,500	243,100	277,100	365,900	408,300	459,100		
	10		154,900	244,900	279,300	368,100	410,700	460,800		
11		156,200	246,800	281,400	370,200	413,000	462,300			

12	157,500	248,700	283,600	372,400	415,300	464,100		
13	158,700	250,300	285,800	374,600	417,400	465,500		
14	160,200	252,200	287,900	376,800	419,400	467,000		
15	161,700	253,900	290,000	378,900	421,300	468,400		
16	163,300	255,700	292,100	381,100	423,300	469,900		
17	164,500	257,400	294,400	383,400	425,200	471,200		
18	166,000	259,400	296,600	385,600	427,100	472,500		
19	167,500	261,300	298,700	387,700	428,900	473,700		
20	169,000	263,300	300,900	389,900	430,800	474,700		
21	170,300	265,200	303,100	391,900	432,700	475,500		
22	173,000	267,100	305,300	393,700	434,300	476,000		
23	175,600	268,900	307,400	395,300	435,800	476,400		
24	178,200	270,800	309,600	397,000	437,400	476,800		
25	180,800	272,700	311,900	398,700	439,000	477,000		
26	182,500	274,600	314,000	400,200	440,300	477,400		
27	184,200	276,400	316,100	401,800	441,600	477,800		
28	185,900	278,300	318,200	403,400	442,900	478,300		
29	187,300	280,100	320,300	404,900	444,000	478,900		
30	187,300	282,000	322,400	406,100	445,300	479,300		
31	187,300	283,800	324,500	407,200	446,500	479,700		
32	188,000	285,600	326,600	408,400	447,800	480,100		
33	189,500	287,400	328,600	409,500	448,700	480,600		
34	191,300	289,300	330,800	410,700	449,500	480,900		
35	192,900	291,100	332,800	411,900	450,100	481,300		
36	194,700	293,000	334,900	413,100	450,600	481,700		
37	195,800	294,600	336,800	414,000	451,000	482,000		
38	197,500	296,400	338,900	414,700	451,500	482,400		
39	199,200	298,200	341,000	415,400	451,800	482,800		
40	200,700	300,000	343,100	416,100	452,200	483,200		
41	205,000	301,800	345,000	416,800	452,500	483,500		
42	206,900	303,500	347,000	417,500	452,800	483,800		
43	209,000	305,100	349,000	418,100	453,100	484,100		
44	210,900	306,800	351,000	418,500	453,400	484,300		
45	212,500	308,500	352,900	419,000	453,600	484,500		
46	214,200	310,200	354,800	419,300	453,800			

47	216,200	311,900	356,700	419,500	454,000			
48	218,200	313,600	358,600	419,700	454,200			
49	220,000	314,900	360,300	419,900	454,400			
50	222,100	316,500	361,800	420,100	454,600			
51	224,200	318,100	363,300	420,300	454,800			
52	226,200	319,700	364,800	420,500	455,000			
53	228,000	321,300	366,100	420,700	455,200			
54	229,700	322,900	367,200	420,900	455,400			
55	231,500	324,500	368,300	421,100	455,600			
56	233,400	326,000	369,400	421,300	455,800			
57	234,900	327,400	370,300	421,500	456,000			
58	236,700	328,600	371,400	421,700				
59	238,400	329,800	372,500	421,900				
60	240,200	330,900	373,600	422,100				
61	241,600	331,600	374,400	422,300				
62	243,100	332,500	375,100	422,500				
63	244,400	333,400	375,700	422,700				
64	245,900	334,200	376,400	422,900				
65	247,300	334,800	376,700	423,100				
66	248,800	335,500	377,400	423,300				
67	250,300	336,300	378,100	423,500				
68	251,900	337,100	378,800	423,700				
69	253,100	337,800	379,100	423,900				
70	254,700	338,500	379,800	424,100				
71	256,300	339,200	380,500	424,300				
72	257,900	339,900	381,200	424,500				
73	259,100	340,200	381,800	424,700				
74	260,500	340,800	382,500					
75	261,900	341,400	383,200					
76	263,300	342,000	383,900					
77	264,500	342,300	384,100					
78	265,900	342,800	384,500					
79	267,300	343,300	384,800					
80	268,700	343,800	385,100					
81	269,900	344,200	385,400					

82	271,200	344,700	385,700					
83	272,500	345,100	386,000					
84	273,800	345,600	386,300					
85	274,800	345,800	386,700					
86	276,100	346,300	387,000					
87	277,400	346,700	387,400					
88	278,700	347,200	387,800					
89	279,800	347,500	388,000					
90	280,900	348,000	388,200					
91	282,000	348,500	388,400					
92	283,100	349,000	388,600					
93	284,100	349,200	388,800					
94	285,100	349,500	389,000					
95	286,100	350,000	389,200					
96	287,100	350,500	389,400					
97	287,900	350,700	389,600					
98	288,800	351,100	389,800					
99	289,700	351,500	390,000					
100	290,600	351,700	390,200					
101	291,500	351,900	390,400					
102	292,300	352,100						
103	293,100	352,300						
104	293,900	352,500						
105	294,500	352,800						
106	295,000	353,000						
107	295,500	353,200						
108	295,800	353,400						
109	296,000	353,600						
110	296,300	353,800						
111	296,600	354,000						
112	296,800	354,200						
113	297,000	354,400						
114	297,400							
115	297,800							
116	298,200							

117	298,400							
118	298,700							
119	299,000							
120	299,300							
121	299,600							
122	300,000							
123	300,400							
124	300,600							
125	300,800							
126	301,200							
127	301,400							
128	301,600							
129	301,800							
130	302,000							
131	302,200							
132	302,400							
133	302,600							
134	302,800							
135	303,000							
136	303,200							
137	303,400							
138	303,600							
139	303,800							
140	304,000							
141	304,200							
142	304,400							
143	304,600							
144	304,800							
145	305,000							
146	305,200							
147	305,400							
148	305,600							
149	305,800							
150	306,000							
151	306,200							

	152	306,400							
	153	306,600							
	154	306,800							
	155	307,000							
	156	307,200							
	157	307,400							
再雇用 職員		231,500	238,600	261,500	297,200	366,800	383,600	400,500	454,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（教育職給料表）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
教員		円	円	円	円
	1	209,200	273,500	326,200	419,400
	2	211,400	276,600	329,700	421,900
	3	213,600	279,700	333,200	424,600
	4	215,800	283,000	336,800	427,200
	5	217,900	286,100	340,100	429,700
	6	220,100	289,000	344,000	432,300
	7	222,300	292,000	347,400	434,800
	8	224,500	294,800	350,900	437,400
	9	226,800	297,400	354,000	440,200
	10	229,200	300,500	357,700	442,600
	11	231,600	303,500	361,000	445,000
	12	234,000	306,500	364,400	447,500
	13	236,300	309,200	367,500	449,900
	14	238,700	311,800	370,100	452,300
	15	241,100	314,400	372,900	454,900
	16	243,500	317,000	375,700	457,400
	17	245,800	319,400	378,200	459,600
	18	249,300	322,200	380,400	462,000
	19	252,800	324,900	382,600	464,500
20	256,300	327,800	385,100	467,000	

21	259,800	330,000	387,200	469,300
22	263,400	332,900	389,300	471,600
23	267,000	335,700	391,400	473,900
24	270,300	338,600	393,600	476,200
25	273,700	340,900	395,800	478,500
26	276,800	343,600	397,800	480,800
27	280,100	346,000	399,700	483,000
28	283,100	348,600	401,700	485,300
29	286,200	351,100	403,800	487,600
30	288,800	353,400	405,700	489,800
31	291,300	355,700	407,500	491,900
32	293,800	358,100	409,400	494,100
33	296,500	360,000	411,200	496,200
34	299,500	362,200	413,100	498,400
35	302,200	364,400	415,100	500,500
36	305,100	366,700	417,000	502,700
37	308,100	369,200	418,900	504,900
38	310,400	371,400	420,600	506,700
39	312,600	373,400	422,200	508,400
40	315,200	375,600	423,900	510,200
41	317,400	377,800	425,700	512,100
42	318,400	379,800	427,300	514,200
43	319,600	381,700	428,800	516,000
44	320,900	383,700	430,500	517,900
45	321,800	385,900	432,200	519,600
46	323,000	387,700	433,700	521,100
47	324,100	389,500	435,200	522,800
48	325,300	391,400	436,900	524,300
49	326,400	393,200	438,500	526,000
50	327,600	395,000	439,500	527,600
51	328,600	396,700	440,600	529,000
52	329,900	398,500	441,700	530,600
53	330,800	400,100	443,000	532,000
54	332,000	401,700	444,000	533,300
55	333,200	403,100	444,800	534,500

56	334,400	404,600	445,800	536,000
57	335,500	406,300	446,700	537,400
58	336,700	407,800	447,700	538,300
59	337,600	409,300	448,500	539,100
60	338,800	410,700	449,400	540,000
61	340,000	412,100	450,400	540,900
62	341,200	413,600	451,500	541,400
63	342,400	415,100	452,500	541,900
64	343,600	416,600	453,600	542,400
65	344,500	418,000	454,600	542,700
66	345,600	418,900	455,600	543,100
67	346,500	420,100	456,600	543,500
68	347,800	421,200	457,600	543,900
69	349,100	422,300	458,300	544,300
70	350,100	423,100	459,200	545,000
71	351,100	423,900	460,000	545,200
72	352,300	424,700	460,900	545,400
73	353,300	425,500	461,900	545,500
74	354,300	426,300	462,500	546,400
75	355,100	426,900	463,200	547,200
76	356,200	427,600	463,900	548,100
77	357,200	428,500	464,700	549,000
78	358,200	429,100	465,000	549,900
79	359,100	429,700	465,300	550,900
80	360,100	430,200	465,600	551,700
81	361,200	430,600	465,800	552,600
82	362,200	431,100	466,000	
83	363,200	431,600	466,200	
84	364,200	432,200	466,400	
85	365,000	432,500	466,500	
86	365,600	433,100	466,600	
87	366,300	433,700	466,700	
88	367,000	434,300	466,800	
89	367,800	434,600	466,900	
90	368,200	435,200	467,000	

91	368,700	435,800	467,100	
92	369,300	436,400	467,200	
93	369,800	436,900	467,300	
94	370,100	437,400	467,400	
95	370,500	437,900	467,500	
96	371,000	438,400	467,600	
97	371,100	438,600	467,700	
98	371,500	438,700	468,200	
99	371,900	438,800	468,900	
100	372,300	439,000	469,600	
101	372,900	439,200	470,100	
102	373,300	439,300	470,700	
103	373,800	439,400	471,500	
104	374,300	439,500	472,200	
105	374,700	439,900	472,700	
106	375,200	440,200	473,400	
107	375,700	440,300	474,100	
108	376,200	440,400	474,800	
109	376,400	440,500	475,300	
110	376,900	440,600	476,000	
111	377,400	440,700	476,600	
112	377,900	440,800	477,300	
113	378,300	440,900	477,800	
114	378,800	441,000		
115	379,300	441,100		
116	379,800	441,200		
117	380,400	441,300		
118	380,900	441,400		
119	381,400	441,700		
120	381,900	441,800		
121	382,100	441,900		
122	382,300	442,000		
123	382,500	442,100		
124	382,800	442,600		
125	382,900	443,200		

126	383,000	443,700		
127	383,200	444,100		
128	383,400	444,700		
129	383,600	445,300		
130	383,800	445,800		
131	384,000	446,300		
132	384,200	446,800		
133	384,400	447,400		
134	384,500	447,900		
135	384,600	448,400		
136	384,700	448,800		
137	384,800	449,400		
138	384,900	449,900		
139	385,000	450,400		
140	385,100	450,900		
141	385,200	451,600		
142	385,300			
143	385,400			
144	385,500			
145	385,600			
146	385,800			
147	386,300			
148	386,800			
149	387,400			
150	387,900			
151	388,300			
152	388,800			
153	389,300			
154	389,800			
155	390,300			
156	390,800			
157	391,300			
158	391,800			
159	392,300			
160	392,800			

	161	393,200			
	162	393,800			
	163	394,300			
	164	394,800			
	165	395,300			
	166	395,800			
	167	396,300			
	168	396,800			
	169	397,300			
	170	397,700			
	171	398,200			
	172	398,700			
	173	399,200			
	174	399,700			
	175	400,300			
	176	400,800			
	177	401,300			

備考 この表は、教員(教授、准教授、講師、助教及び助手である者をいう。)に適用する。

別表第3(医療職給料表)

職員の区分	\	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員			円	円	円	円	円
	1		157,900	235,200	261,200	293,000	341,200
	2		159,300	237,200	262,300	295,100	343,500
	3		160,800	239,200	263,500	297,200	345,800
	4		162,200	241,100	264,700	299,200	348,100
	5		163,600	243,000	266,000	301,000	350,200
	6		165,100	244,400	267,400	302,900	352,500
	7		166,600	245,800	268,800	304,900	354,800
	8		168,100	247,100	270,200	306,900	357,100
	9		169,400	248,100	271,500	309,000	359,300
	10		171,100	249,700	273,000	311,000	361,300

11	172,700	251,200	274,500	313,000	363,300
12	174,300	252,800	276,200	315,000	365,300
13	175,800	254,100	277,900	316,800	367,300
14	177,800	255,200	279,600	318,700	369,400
15	179,800	256,400	281,300	320,600	371,500
16	181,800	257,600	283,000	322,500	373,600
17	193,500	258,700	284,600	324,400	375,800
18	195,900	259,900	286,200	326,200	377,800
19	198,200	261,100	287,800	327,900	379,700
20	200,500	262,300	289,400	329,700	381,800
21	202,900	263,400	291,100	331,400	383,800
22	204,300	264,800	292,700	333,100	385,900
23	205,700	266,100	294,400	334,800	387,800
24	207,100	267,500	296,000	336,600	389,900
25	208,500	269,000	297,500	338,400	391,800
26	209,900	270,600	299,400	340,200	393,700
27	211,300	272,200	301,300	341,900	395,400
28	212,700	273,800	303,200	343,600	397,300
29	214,100	275,300	304,900	345,200	399,100
30	215,700	276,900	306,700	346,900	401,000
31	217,300	278,500	308,500	348,600	402,900
32	218,900	280,100	310,200	350,400	404,800
33	220,500	281,600	311,700	352,200	406,500
34	222,500	283,100	313,400	354,100	408,200
35	224,400	284,600	315,000	355,900	410,000
36	226,400	286,000	316,600	357,700	411,800
37	228,200	287,400	318,200	359,600	413,500
38	230,100	288,900	319,800	361,300	415,300
39	232,000	290,300	321,400	363,000	417,100
40	233,900	291,800	323,000	364,700	418,900
41	235,900	293,300	324,500	366,200	420,500
42	237,300	294,800	326,000	367,600	422,100
43	238,600	296,400	327,500	369,100	423,700
44	240,000	298,000	329,000	370,700	425,300
45	241,200	299,400	330,200	372,300	426,400

46	242,800	300,900	331,700	373,600	427,600
47	244,200	302,300	333,200	375,000	428,800
48	245,700	303,700	334,700	376,400	430,000
49	247,200	304,900	336,000	377,800	431,200
50	248,300	306,300	337,400	379,200	432,400
51	249,400	307,700	338,800	380,500	433,600
52	250,500	309,100	340,200	381,800	434,800
53	251,700	310,500	341,700	383,200	435,800
54	252,900	311,900	343,100	384,400	436,800
55	254,000	313,200	344,500	385,600	437,800
56	255,200	314,500	345,900	386,800	438,700
57	256,200	315,800	346,800	387,900	439,500
58	257,600	317,200	348,100	388,900	440,200
59	259,000	318,600	349,300	389,900	440,900
60	260,400	320,000	350,500	390,900	441,500
61	261,800	321,200	351,500	391,700	442,000
62	263,300	322,400	352,700	392,500	442,500
63	264,700	323,700	353,900	393,200	443,000
64	266,100	325,000	355,100	393,700	443,400
65	267,500	326,200	356,300	394,100	443,700
66	269,100	327,500	357,500	394,400	444,100
67	270,700	328,800	358,700	394,800	444,500
68	272,300	330,000	359,900	395,200	444,800
69	273,700	330,900	360,700	395,500	445,100
70	275,300	332,000	361,800	395,800	
71	276,900	333,000	362,900	396,200	
72	278,400	334,000	364,000	396,600	
73	279,900	335,000	364,800	396,900	
74	281,400	336,100	365,900	397,200	
75	282,900	337,200	366,900	397,500	
76	284,400	338,400	368,000	397,800	
77	285,800	339,400	368,900	398,000	
78	287,300	340,600	369,700	398,200	
79	288,700	341,800	370,500	398,400	
80	290,200	343,000	371,300	398,600	

81	291,500	344,100	372,100	398,800	
82	292,900	345,200	372,600	399,000	
83	294,300	346,300	373,100	399,200	
84	295,800	347,400	373,600	399,400	
85	297,100	348,400	374,000	399,600	
86	298,500	349,400	374,400	399,800	
87	299,900	350,400	374,800	400,000	
88	301,300	351,400	375,200	400,200	
89	302,800	352,200	375,600	400,400	
90	304,100	353,000	375,900	400,600	
91	305,400	353,800	376,200	400,800	
92	306,700	354,600	376,500	401,000	
93	307,700	355,300	376,700	401,200	
94	309,000	355,900	377,000	401,400	
95	310,300	356,500	377,200	401,600	
96	311,600	357,100	377,400	401,800	
97	312,600	357,500	377,600	402,000	
98	313,800	358,000	377,800		
99	315,000	358,400	378,000		
100	316,200	358,900	378,200		
101	317,400	359,400	378,400		
102	318,600	359,800	378,600		
103	319,800	360,200	378,800		
104	320,900	360,600	379,000		
105	321,700	361,100	379,200		
106	322,400	361,500	379,400		
107	323,000	361,900	379,600		
108	323,700	362,300	379,800		
109	324,200	362,600	380,000		
110	324,900	363,000	380,200		
111	325,500	363,400	380,400		
112	326,100	363,800	380,600		
113	326,500	364,100	380,800		
114	327,000	364,400			
115	327,500	364,700			

116	328,000	365,000			
117	328,500	365,300			
118	329,000	365,600			
119	329,500	365,900			
120	330,000	366,200			
121	330,400	366,500			
122	330,800	366,800			
123	331,100	367,000			
124	331,400	367,200			
125	331,600	367,400			
126	331,900				
127	332,200				
128	332,500				
129	332,900				
130	333,200				
131	333,500				
132	333,800				
133	334,000				
134	334,300				
135	334,600				
136	334,900				
137	335,100				
138	335,400				
139	335,700				
140	336,000				
141	336,200				
142	336,500				
143	336,800				
144	337,100				
145	337,400				
146	337,700				
147	338,000				
148	338,300				
149	338,600				
150	338,800				

	151	339,000				
	152	339,200				
	153	339,400				
	154	339,600				
	155	339,800				
	156	340,000				
	157	340,200				
	158	340,400				
	159	340,600				
	160	340,800				
	161	341,000				
	162	341,200				
	163	341,400				
	164	341,600				
	165	341,800				
再雇用職員		262,300	269,200	279,800	296,600	334,500

備考 この表は、看護師である職員に適用する。